

被扶養者の要件を欠いたときは、 認定取消手続を忘れずに行ってください

アルバイト・パート収入等による収入限度額の超過や、就職等により被扶養者としての要件を欠いたときは、速やかに認定取消手続を行ってください。

認定取消日以降に医療機関を受診していた場合、共済組合が負担した医療費を返還していただきます。認定取消手続が遅れると、返還額が高額となることがありますのでご注意ください。



1 被扶養者が他の健康保険証を持っていませんか？

- 他の健康保険組合に加入したときは、認定取消手続を行ってください。
パート・アルバイト、非常勤講師等であっても、健康保険に加入する場合がありますのでご注意ください。

2 被扶養者の収入が限度額以上になっていませんか？

ア 被扶養者が60歳未満の方

被扶養者の収入限度額は、**年額 130万円・月額 108,334円**です※。

※60歳未満で収入の中に障害年金を有する方・障害年金受給程度の障害を有する方については、以下イを参照してください。

- 月額収入が3か月連続して108,334円以上となった段階で、今後年額130万円以上となる収入が見込まれると判断します。認定取消手続を行ってください。
- 上記に該当していなくても、年額収入が130万円以上となったときは、認定取消手続を行ってください。
年額とは暦年や年度ではなく、ある月から12か月分の合計額で判断します。
- 雇用されたときから月額収入限度額以上となる給料の支給が決まっている場合は、雇用されたときから認定取消となります。認定取消手続を行ってください。

イ 被扶養者が、60歳以上の方または60歳未満で収入の中に障害年金を含む方・障害年金受給程度の障害を有する方

被扶養者の収入限度額は、**年額 180万円・月額 150,000円**です。

- 年額180万円以上の収入額となることが決定したときは、認定取消手続を行ってください。

3 扶養替えが必要ではありませんか？

●夫婦共働きで子どもを扶養している方

- 組合員よりも配偶者の収入が多く、その差額が配偶者の収入の1割を超えたときは、認定取消手続を行い扶養替えしてください。

4 その他の取消事由にご注意ください。

- 令和2年4月1日から被扶養者の「国内居住要件」が追加されました。
扶養している家族が外国に居住しており、例外事由に該当しない場合は認定取消となります。
- 家族の収入が大きく変動したとき、収入形態が変わったとき、同居していた家族が別居したときなどは、認定取消に該当することがあります。

詳細は、所属所の共済事務担当者へ
お問い合わせください。

問合せ先

給付貸付課資格担当

☎ 03-5320-6826